

「無線 LAN 製品の性能表示についてのガイドライン 第二版」を改訂し

「無線 LAN 製品の性能表示についての注意事項 第 1 版」に名称変更したものである

無線 LAN 製品の性能表示についての注意事項

第 1 版

平成 22 年 3 月 31 日

(社)電子情報技術産業協会

パーソナルコンピュータ事業委員会

ホームデジタル専門委員会

無線 LAN ガイドライン見直し WG

1.背景

無線 LAN は「ケーブル配線が不要なので、低コストで迅速な LAN 構築が可能」というメリットが評価され、家庭内の複数台利用や、駅やホテルなどでの無線 LAN サービス、レイアウト変更が多いオフィスや店舗などで、幅広く活用されて来ております。

このように需要が拡大するに伴い、利用ユーザから 無線 LAN の性能値の表示・記載に対して「わかりづらい」「誤った理解をする可能性がある」などというご指摘をいただいています。

そこで、更なる健全な無線 LAN 普及に向けて、社団法人電子情報技術産業協会（以下「JEITA」という）は、無線 LAN 関連のカタログ、パンフレット、マニュアル類、更にウェブサイト などで性能値の表示・記載について、ユーザに誤解を与えないことが重要と考え、「無線 LAN 製品の性能表示についての注意事項第 1 版（以下「本文書」という）」を取りまとめました。

*第二版改訂内容

IEEE 802.11n の様に製品への実装方法（多重通信の実装方法、使用周波数帯など）により性能値が大きく異なる無線 LAN が製品化されるようになりました。それらの製品の性能がユーザに正しく伝わるよう第二版にて内容を改訂しました。

*「無線 LAN 製品の性能表示についての注意事項 第 1 版」改定内容

名称を「無線 LAN 製品の性能表示についてのガイドライン」から「無線 LAN 製品の性能表示についての注意事項第 1 版」に名称変更しました。また、IEEE 802.11n 規格の制定を受け、『IEEE 802.11n ドラフト XX』といった例示文を改訂しました。

2.考え方

本文書は、基本的に以下の考え方に基づいて制定されています。

(1)「規格値」（規格上の理論値）か「実効速度」（実測性能値）かを、明瞭に表示する

- ・無線通信性能表示を記述する場合、通信規格上の理論値であるか、実測性能値であるかを、明示する
- ・規格上の理論値である場合は、それが「規格値」であり、実際には実現しない通信速度である旨を明示する(3-【1】を参照)
- ・尚、通信速度の記述を行わず、通信規格のみを記述することも可。ただし、準拠する通信規格がドラフト段階の場合はドラフトであることを明記すること。またバージョ

ン表記が可能な場合はこれも併せて明記すること (3-【3】を参照)。

- (2) 無線 LAN 通信機器の状況、周囲の電波干渉等により、記述されている最高速度が出ないケースもあることを明示する
- (3) 性能に関する客観的な根拠を明示する
 - ・性能等の表示に当たっては、客観的な事実や具体的な数値・根拠に基づき、第三者が再現可能なものを使用することとし（「電波暗室」などの設備も、郊外の電波状況の良い測定場所などにて代替可能と考える）、正確かつ適正に引用するものとする
 - ・特に、実効速度の数値を表示する場合は、測定条件等を明記するか、測定条件の参照先を明記するものとする(3-【2】を参照)
- (4) 規格値を表示する場合は、その製品が実装している仕様の理論値を用いる。
例：IEEE 802.11n において 1 ストリームを利用し、帯域幅 40MHz でかつ Short GI を利用した場合は 150Mbps が理論値になるが、製品が 1 ストリームを利用し、帯域幅 20MHz でかつ Short GI を利用しないのであれば 65Mbps と表記し、150Mbps と表記してはならない。
- (5) 広告その他の表示については、関連法規を遵守し、利用ユーザに誤認を与えるような広告表示をしないよう努める
- (6) 本文書の趣旨を遵守した上で、各メーカーとして自社内の表示の統一性を図る観点から記述内容を変更する（例えば「ワイヤレス LAN」を「無線 LAN」と用語レベルでの変更をする）ことは可とする
- (7) 本文書に基づく記述は、関連パソコン及びアクセスポイントについては、ウェブサイトでの記載において速やかに対応することが望ましい。

3.販売諸資料およびウェブなどでの具体的記載について

具体的には、下記のことを配慮して表示・記載をする

【1】 規格値を表示する場合は下記の注記を付帯する。

(例)規格値 130Mbps 無線 LAN 対応 ※ 1

※1 表示の数値は、本製品と同等の構成を持った機器との通信を行ったときの理論上の最大値であり、実際のデータ転送速度を示すものではありません

【2】無線の実効速度を表示する場合は、測定条件について明示をする。

(例) 実効速度 20Mbps ※1

※1 表示の数値は、弊社の測定環境※2にて測定した実際のデータ転送速度であり、周囲の環境条件（通信距離、障害物・電子レンジ等の電波環境要素、使用するパソコンの性能、ネットワークの使用状況等）より、実効速度が出ない場合があります

※2 測定環境は次の通りです

[測定方法] FTPによるファイル転送（GETはサーバPCへのダウンロード時、PUTはクライアントPCからサーバPCへのアップロード時）

[転送ファイル] ○○ MByteの□□ファイル

[使用機器]・無線 LAN 機器・・・

・サーバ…………機種名：

OS：

CPU：

メモリ：

FTPサーバソフト：

・クライアント…機種名：

OS：

CPU：

メモリ：

FTPクライアントソフト：

[採用数値] PUT, GET 各方向について、それぞれ5回測定の平均値を取り、速い側を採用

[測定環境] 当社電波暗室

<注>上記「※2」については、下記の対応も可能である。当然のことながらサイトには、上記の測定環境が明示されていることが必要

※2 測定環境は下記の URL をご参照ください。

<http://www.○○○○.co.jp/△△△.html>

【3】通信性能を記述せず通信規格のみを記述する場合は下記に沿うこと。

(例) 「IEEE 802.11a/b/g/n 準拠」

以上